

議案第 1 2 号

岩倉市介護保険条例の一部改正について

岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例

岩倉市介護保険条例（平成12年岩倉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第2項及び第3項中「平成30年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「平成30年4月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。